別表七㈠の記載要領第１号中「又は」を「、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第２条の規定による改正前の法人税法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）若しくは第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）又は」に改め、同第五号中「「差引災害により生じた損失の額 ⑺－⑻ 」」を「「差引災害により生じた損失の額 ⑼－⑽ 」」に改め、同号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号を削り、同第二号中「「控除未済欠損金額　⑴」」を「「控除未済欠損金額　⑶」」に改め、同号㈡中「第57条第５項」を「第57条第６項」に改め、同号㈢中「第57条第８項」を「第57条第９項」に、「第58条第３項」を「第58条第４項」に改め、同号に次のように加える。

⑷　当該事業年度において法第59条第１項又は第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用を受けた場合は、別表七㈡「27」の金額を記載すること。

別表七㈠の記載要領第二号を同第四号とし、同第一号の次に次の二号を加える。

2　「控除前所得金額（別表四「41の①」－（別表七㈡「11」又は「23」））　⑴　」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　震災特例法第15条第６項の規定の適用を受ける場合には、別表四「41の①」の外書の金額を「別表四「41の①」」の金額に加算して計算すること。

⑵　震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、「別表四「41の①」」の金額は、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「41の①」の金額とすること。

3　「所得金額控除限度額　⑴×$\frac{80又は100}{100}$　⑵　」の欄は、次に掲げる法人以外の法人の平成24年４月１日以後に開始する事業年度（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第14条第２項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には、同日以後最初に開始する事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度を除く。）にあつては「又は100」を消し、その他の事業年度にあつては「80又は」を消すこと。

⑴　法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第１項（特定目的会社に係る課税の特例）に規定する特定目的会社、同法第67条の15第２項（投資法人に係る課税の特例）に規定する投資法人、同法第68条の３の２第１項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定目的信託に係る受託法人（法第４条の７（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この号において同じ。）及び租税特別措置法第68条の３の３第１項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。）

⑵　租税特別措置法第67条の14第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社

⑶　租税特別措置法第67条の15第１項第１号に掲げる要件を満たす同条第２項に規定する投資法人

⑷　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人

⑸　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人